

神奈川県震災建築物 応急危険度判定講習会

制度編

神奈川県建築物震後対策推進協議会

建築物の地震対策の現状

新築建築物対策

建築基準法 耐震設計基準

既存建築物対策

建築物の耐震改修の促進に関する法律

被災建築物対策

震災建築物の復旧技術の開発



応急危険度判定 等

応急危険度判定制度の目的

大地震発生後の余震等による**人的二次災害を防止**するため、被災した建築物を**応急的に判定**し、居住者等に**情報を提供**すること

地震被災後に行う建築物の被害調査

①被災建築物 応急危険度判定

地震直後できるだけ早急に実施
(地震直後～2週間程度)

②被災度区分 判定

地震後、建築物の復旧対策検討のため
に実施
(地震後3ヶ月～半年)

③住家の被害認定 (り災証明)

地震後、復旧対策のための公的支援の
必要により実施
(地震後1ヶ月～数ヶ月)

配付資料：判定士だより抜粋 P 1～3 を参照

国内の応急危険度判定制度

平成3年 静岡県で認定開始

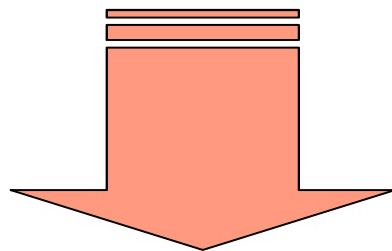
平成4年 神奈川県で認定開始

平成7年1月17日

阪神・淡路大震災

応急危険度判定制度を都道府県
で整備する旨の通達
(平成7年3月29日付け)

「震災建築物の応急危険度判定実施体制
に関する調査検討委員会」を設置



各都道府県で制度化

主な応急危険度判定実施実績

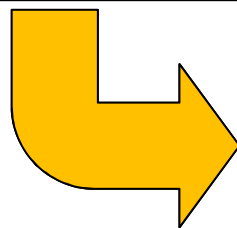
地震名	判定実施期間	判定人数	判定棟数
阪神・淡路大震災	H07.01.18～02.09	6,466 人	46,610 棟
鹿児島県薩摩地震	H09.04.11～06.05	220 人	2,048 棟
鳥取県西部地震	H12.12.07～12.20	332 人	4,080 棟
芸予地震	H13.03.25～04.12	636 人	1,763 棟
宮城県北部地震	H15.07.27～08.03	743 人	7,245 棟
新潟県中越地震	H16.10.24～11.10	3,821 人	36,143 棟
福岡県西方沖地震	H17.03.20～04.26	444 人	3,148 棟
能登半島地震	H19.03.25～03.30	391 人	7,600 棟
新潟県中越沖地震	H19.07.16～07.23	約2,800 人	34,048 棟
岩手・宮城内陸地震	H20.06.14～06.23	624 人	4,139 棟
東日本大震災	H23.03.11～05.31	8,541 人	95,381 棟
長野県北部地震	H23.03.12～03.19	229 人	2,318 棟
長野県神城断層地震	H26.11.23～11.27	131 人	602 棟
熊本地震	H28.04.15～06.04	6,819 人	57,570 棟
鳥取県中部地震	H28.10.22～10.29	450 人	7,159 棟
島根県西部地震	H30.04.11～04.25	198 人	6,627 棟
大阪府北部地震	H30.06.19～06.29	1,091 人	9,457 棟
北海道胆振東部地震	H30.09.07～09.14	108 人	813 棟

神奈川県地震被害想定調査

平成27年3月

人的被害		東海地震	大正型 関東地震	都心南部 直下地震	三浦半島断 層群の地震
	死者	820人	31,550人	2,990人	1,130人
建物被害	負傷者	1,750人	190,320人	62,740人	24,870人
	総数	18,070棟	803,800棟	285,750棟	110,340棟
	全壊	3,620棟	393,640棟	64,500棟	22,170棟
	半壊	14,450棟	410,160棟	221,250棟	88,170棟

県内人口 約900万人
建築棟数 約232万棟
(平成27年3月時点)



広域支援要請

神奈川県取り組み

「神奈川県建築物震後対策推進協議会」

平成元年発足 県及び県内12特定行政庁

平成3年 再編成

県及び県内全市町村(33)

判定士の養成・訓練の実施

神奈川県

応急危険度判定士登録者数

(令和3年3月31日現在)

10,823名

(全国登録者数 110,539名)

目 次

1. 応急危険度判定制度の概要

(1) 制度の目的	1
(2) 神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱	2
(3) 関係機関	6
(4) 制度の位置づけ	8
(5) 災害補償	9
(6) 応急危険度判定活動体系図	10
(7) 判定の基本的事項	12
(8) 判定の流れ	13
(9) 判定標識（判定ステッカー）の例示	17

2. 判定士会と連絡体制に関する事項

(1) 判定士会	18
(2) 神奈川県震災建築物応急危険度判定士会設置要綱	18
(3) 電話連絡網	21
(4) 判定活動協力要請の連絡	21
(5) 応急危険度判定フローチャート	22

3. 判定活動の協力要請があった時の対応

(1) 協力要請に対する意思の決定	24
(2) 判定活動参加への準備	24

4. 判定活動に関する事項

(1) 被災市町村災害対策本部との関係	25
(2) 判定作業	25
(3) 安全確認	26
(4) 居住者等との対応	26
(5) 居住者等との対応例	27

5. 応急危険度判定調査表記入マニュアル (全国基準)

○木造建築物	29
○鉄骨造建築物	37
○鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等	45

6. 判定調査参考資料

○木造建築物	55
○鉄骨造建築物	70
○鉄筋コンクリート造建築物等	76

<メモ及びアドレス>	80
------------	----

◎ 応急危険度判定業務担当窓口一覧	90
-------------------	----

◎ 応急危険度判定士認定に係る 諸手続きについて	93
-----------------------------	----

・ 応急危険度判定士認定申請事項変更届（第5号様式）	95
・ 応急危険度判定士認定辞退届（第8号様式）	97

参考資料

・ 木造建築物の応急危険度判定調査表（記入例）	99
・ 鉄骨造建築物の応急危険度判定調査表（記入例）	101
・ 鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の 応急危険度判定調査表（記入例）	103

応急危険度判定制度の目的

地震が発生した直後において、被災した建築物の被害状況を調査し、**余震等による**建築物の倒壊、部材の落下等から生じる**二次災害を防止し、住民の安全を**図ることを目的とする。

応急危険度判定士とは

制度の目的を達成すべき
判定作業を行う者として、
知事が定める者

神奈川県震災建築物
応急危険度判定士認定要綱

応急危険度判定士の使命

判定士は建築士等として自らが有している**知識、職能**を生かし震災時における**社会的使命**として住民の住まい等に対するニーズに呼応する。

応急危険度判定士の責務

建築技術の進歩に応じて、必要な**知識の習得、技能の錬磨**など資質の向上に努め、震災時の判定活動に備える。

応急危険度判定の関係機関

◎ 市町村災害対策本部
実施本部を設置

◎ 県災害対策本部
支援本部を設置

神奈川県建築物
震後対策推進協議会

⇕ 協定締結

神奈川県建築会議

【構成する3団体】

- (一社) 神奈川県建築士事務所協会
- (一社) 神奈川県建築士会
- (公社) 日本建築家協会関東甲信越支部
神奈川地域会

10都県被災建築物
応急危険度判定協議会



全国被災建築物応急危険度判定協議会

平成8年4月5日設立

【事務局：（一財）日本建築防災協会内】

（目的）

地震による被災建築物の応急危険度判定をより迅速かつ的確に実施するため、応急危険度判定の方法、都道府県相互の支援等に関して事前に会員間の調整を行うことにより、応急危険度判定の実施体制の整備を行うことを目的とする。

応急危険度判定活動時の災害補償

判定士の判定活動中等の事故
（自宅からの参集途上等を含む）
に備え、判定調査を要請する行政側が事前に傷害保険等に
加入しておく。

【災害補償内容】

傷害保険

死亡・後遺障害：2,000万円
入院日額：5,000円
通院日額：3,000円

賠償責任保険

対人・対物共通：1億円

保険対象範囲

行政側からの要請を受けた
判定士が、判定を目的に活
動する期間の事故等
（自宅～被災地～自宅）

判定の基本的事項

判定対象建築物

実施本部が被害状況から判断

判定実施時期

地震発生 **1～2日後**
から **10～14日間**程度

作業日数

判定作業は **3日間**程度

1日の判定件数

おおよそ **15～20棟**程度

1件あたりの判定時間

おおよそ **10～20分**程度

判定結果の責任

市町村災害対策本部

判定の流れ

地元判定士

協力要請

被災市町村

派遣要請

被災現場

無被害市町村判定士

協力要請

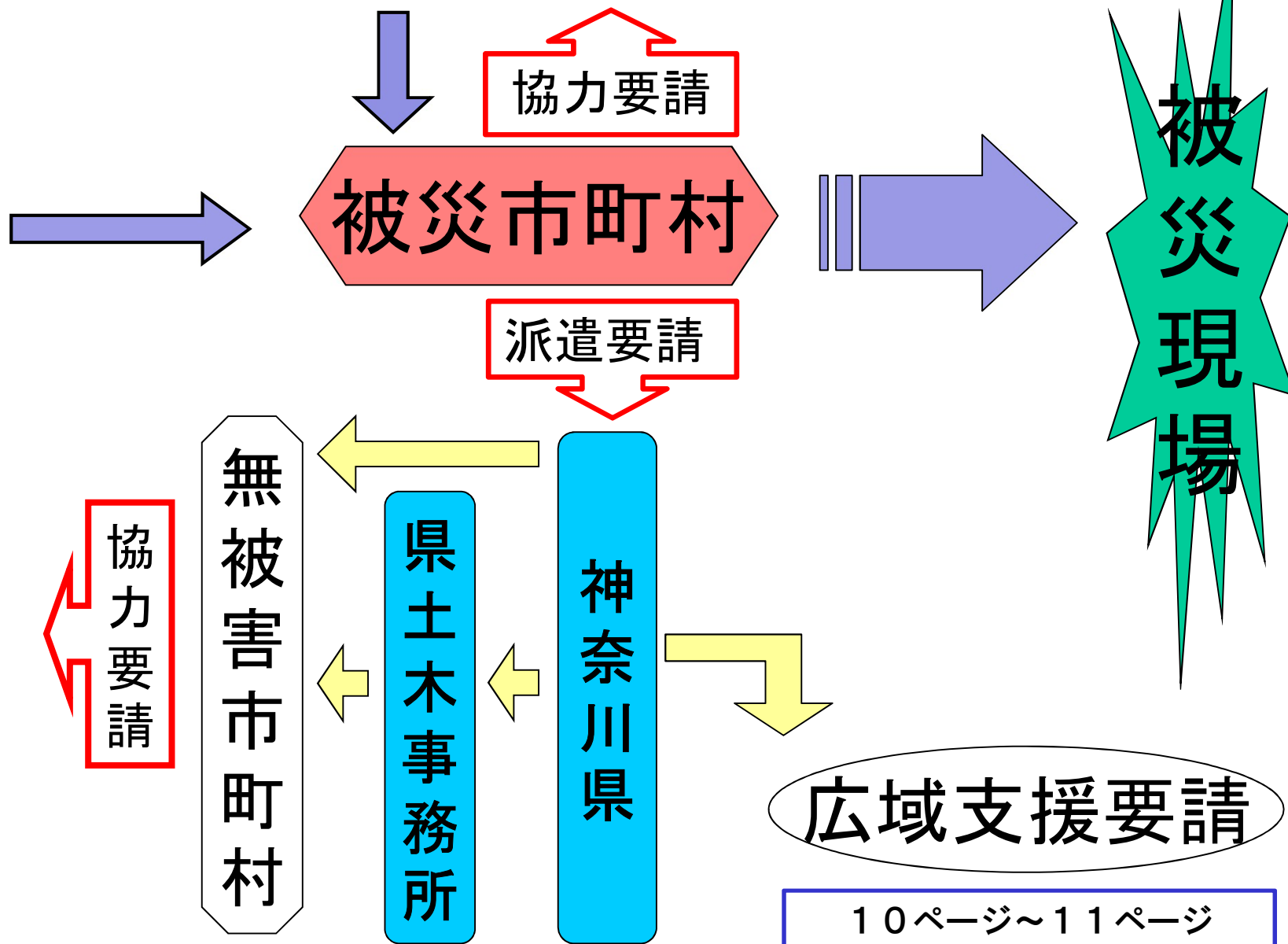
無被害市町村

県土木事務所

神奈川県

広域支援要請

10ページ~11ページ



判定活動時の行動(他市町村等へ赴く場合)

集合

参集場所へ集合、認定証等の確認

(参集場所までの交通費 原則自己負担)

移動中

同行コーディネーターから状況等説明

到着

実施本部に到着報告し氏名等を申告

説明

班・チームの編成、判定方法の再確認

移動

担当する判定街区へ移動

判定調査

1チーム2人で判定調査表
に基づき調査

標識貼付

判定調査結果の標識貼付

移動

判定作業が終了後、実施本部へ

報告

当日の判定調査結果等を報告
し、翌日の指示を受ける

宿泊

応援判定活動の概要

熊本地震

平成28年

4月14日 前震発生

益城町に「応急危険度判定実施本部」を設置し、判定を開始
被害が極地的なため、九州地方の職員のみで対応予定

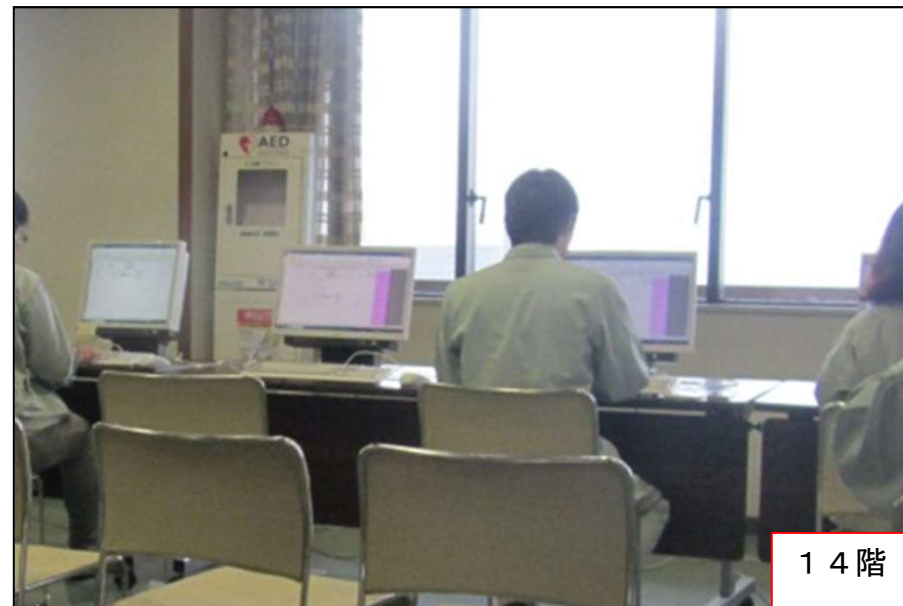
4月16日 本震発生

被害が広範囲に及び、熊本市でも「応急危険度判定実施本部」を設置

⇒応急危険度判定士の応援要請

＜第1次＞	4月20日～22日	約70名(中国、四国、近畿)
＜第2次＞	4月23日～25日	約370名 全国(九州～北海道) 神奈川県内 20名
＜第3次＞	4月26日～28日	約580名 全国(九州～北海道) 神奈川県内 46名
＜第4次＞	4月29日～5月1日	約160名(中国、四国、近畿)

派遣応急危険度判定士受付の様子



実施本部の様子①

応急危険度判定実施本部



別館 7階



ELVホール

実施本部の様子②



判定標識等



判定資機材



食料



飲料

判定場所への移動方法



判定活動の様子

写真1



写真3



写真2



判定調査表

整理番号等
建築物概要
調査方法

調査1 一見して危険
と判定される

調査2 隣接建築物・
周辺地盤等及び構造
躯体に関する危険度

調査3 落下危険物・
転倒危険物に関する
危険度

総合判定

木造建築物の応急危険度判定調査表（記入例）

整理番号 32R-⑤-5 調査日時 〇月〇〇日午前〇〇時 調査回数 〇回
調査者氏名（都道府県/No） 神奈川県 建設 西 部 義 次 （神奈川県 〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇）
西 部 義 次 （神奈川県 〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇）

建築物概要

1 建築物名称 木 材 中 部 1.1 建築物番号 ⑤-5
2 建築物所在地 緑が丘〇〇-5 2.1 住宅地団整理番号 32R
3 建築物用途 ①戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.使用住宅 5.店舗 6.事務所
7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他（ ）

4 構造形式 ①在来組構法 2.特組組法（ツーバイフォー） 3.プレファブ 4.その他（ ）
5 階 数 3.平屋 ②2階建て 3.その他（ ）
6 建築物規模 1階寸法 約 6 m×9 m

調査 ①が既調査のみ実施 ②内観調査も併せて実施

1 一見して危険と判定される。（該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ）

1.建築物全体又は一部の崩壊、落陸 2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾倒 4.その他（ ）

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	①危険無し	②不明確	③危険あり
②構造躯体の不同沈下	①無し又は軽微	②著しい傾、屋根の落ち込み、浮き上がり	③小規模の破壊、床全体の沈下
③基礎の被害	①無被害	②部分割れ	③著しい（破壊あり）
④建築物の1階の傾斜	①1/60以下	②1/60～1/20	③1/20超
⑤壁の被害	①軽微なひび割れ	②大きな亀裂、剥離	③落下の危険あり
⑥調査・被害の有無	①ほとんど無し	②一部の被害あり	③著しい被害あり
危険度の判定	①調査済み 全部Aランクの場合（室内観調査）	②要注意 Bランクが1以上ある場合	③危険 Cランクが1以上ある場合

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①瓦	①ほとんど無被害	②著しいずれ	③全面的にずれ、破壊
②窓枠・窓ガラス	①ほとんど無被害	②おみ、ひび割れ	③落下の危険あり
③外装材 漆喰の場合	①ほとんど無被害	②部分割れ、剥離	③剥離がひび割れ、剥離
④外装材 乾式の場合	①目地の亀裂あり	②目地に隙間が見られる	③剥離が目地ずれ、脱落
⑤屋根・屋根材	①被害無し	②わずかな傾斜	③落下の危険あり
⑥壁外階段	①被害無し	②わずかな傾斜	③全面的傾斜
⑦その他（ ）	①安全	②要注意	③危険
危険度の判定	①調査済み 全部Aランク	②要注意 Bランクが1以上ある場合	③危険 Cランクが1以上ある場合

総合判定（調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。）

1. 調査済（緑） ② 要注意（黄） 3. 危険（赤）

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）
・ 外観調査のみ実施
・ 窓ガラス、外壁にひび割れがあるので要注意です。窓ガラスはビニールテープ等で補修して下さい。また、立ち入る際には壁のひび割れのある箇所に注意して下さい。

コメントは判定スタッフの注記と同じとする。

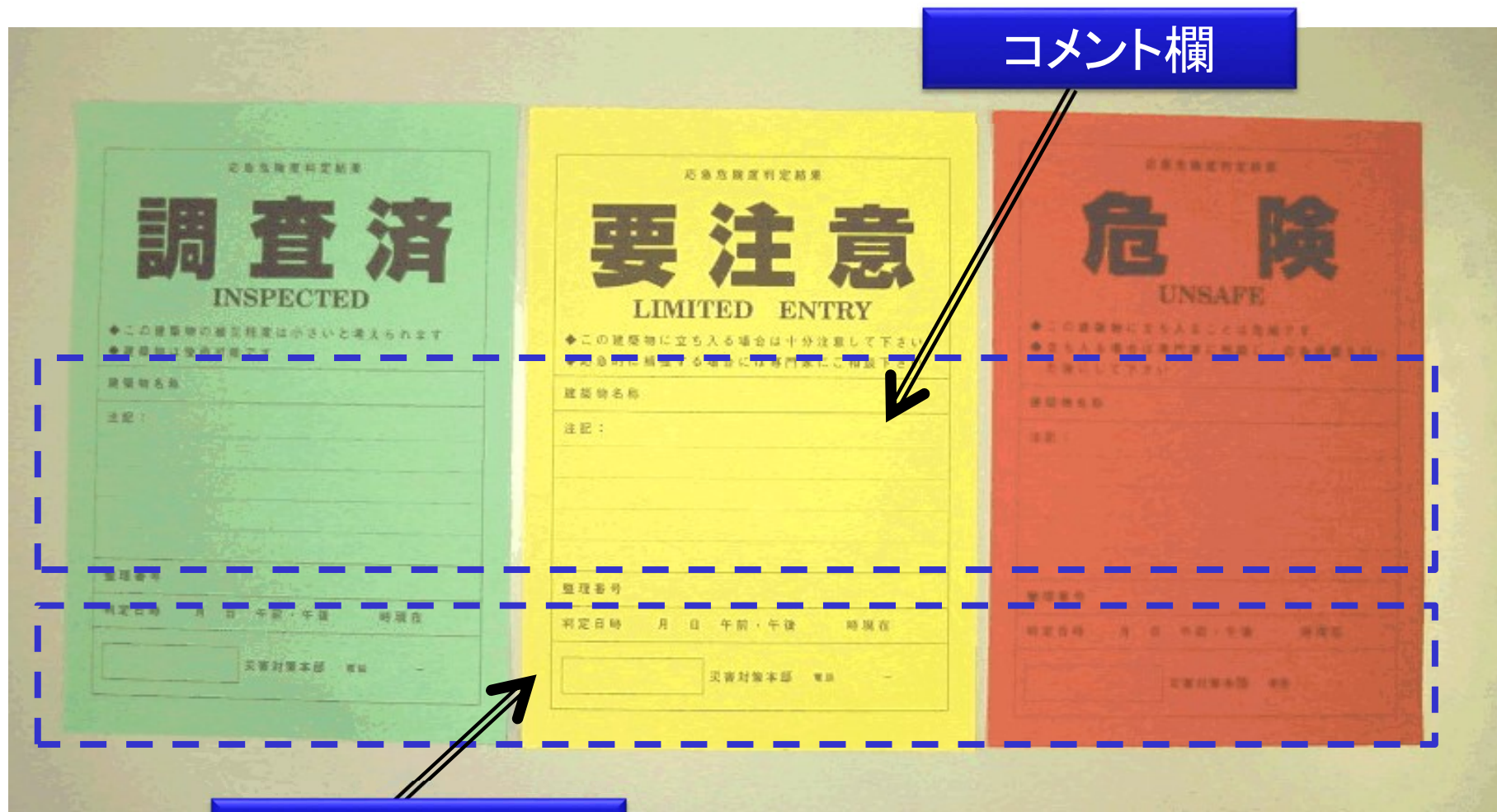
集計欄

コメント欄

街区マップ



判定標識(判定ステッカー)



災害対策本部名

判定活動の協力要請があった時の対応

(1) 協力要請に対する意思の決定

判定活動は
あくまでもボランティアなので

◎家族・勤務先とよく相談する。

◎健康状態を考え無理をしない。

判定活動の協力要請があった時の対応

(2) 判定活動参加への準備

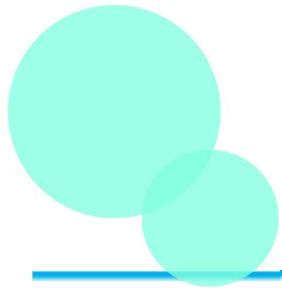
◎ スケジュールの確認

◎ 判定作業ができる服装で集合

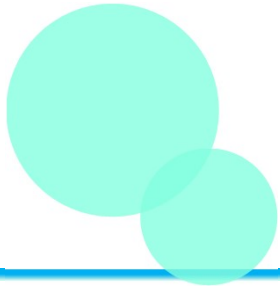
◎ 必ず持参するもの、
あった方がよいもの

判定備品



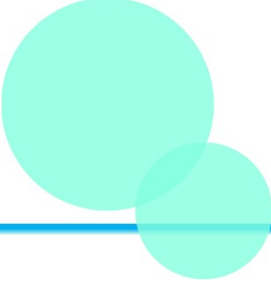


判定活動中の住民対応



判定活動中の住民対応

- ①所有者等が在宅の場合は、その場で判定結果を説明する
(判定についての質問等があった場合は、適切に回答する)
- ②判定以外の業務を求められた場合は、丁寧に断る
(速やかにその場を離れる)
- ③所有者等の理解が得られない場合は、ステッカーを貼らない
(調査票にその旨の記録を残しておく)
- ④マスコミからの取材は、班長を通じてコーディネーターの指示を仰ぐ



(よくある質問を抜粋)(判定手帳27ページ)

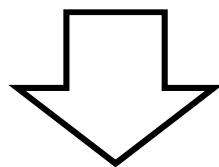
Q1 判定結果が自分の意図したものとは違ったのですが、変更してもらえますか？

判定は所定の判定基準に基づき、都道府県知事から認定された判定士が実施しているものであり、個人的な事情による変更はできません。

Q2 余震で、建物の状況が変わった場合はどうなるのか？

余震により被害が進み、被災状況に変化が生じた場合は、災害対策本部の判断により、再度、応急危険度判定が実施される場合があります。

応急危険度判定は、行政から派遣された判定士（建築専門家）が個々の建築物を直接見て回るため、不安を抱いている住民（被災者）にとって『精神的安心を与える』よう心掛ける必要があります。



求められる住民対応力

- ①住民への的確な判定結果の説明
 - ・何が「危険（要注意）」なのかを丁寧に説明
 - ・過剰に危険（または安心）を煽ることはしない
- ②住民の話は丁寧に耳を傾けつつ、迅速な判定も忘れずに
 - ・専門家として可能な範囲でアドバイスは必要
 - ・ただし、指示された区域の迅速な判定も重要
- ③誠実な姿勢（態度や言葉遣い）



神奈川県 建築物震後対策推進協議会

ページ内検索



協議会のご案内

応急危険度判定

宅地危険度判定

Q&A

判定士だより

お問い合わせ

更新履歴

記事一覧はこちら>>

2018年7月26日 平成30年度 神奈川県震災建築物応急危険度判定講習会のご案内

2018年7月23日 テストメールの送信について

2018年7月2日 応急危険度判定に関する協定の締結について

2018年3月23日 平成29年度発行 判定士だより 25号を掲載しました。

2018年3月22日 協議会事務局 F A X 番号変更のお知らせ

2017年3月24日 平成28年度発行 判定士だより 24号を掲載しました。

判定士だより

一覧はこちら>>



平成29年度発行 判定士だより 25号 [ダウンロード >>](#)

平成28年度発行 判定士だより 24号 [ダウンロード >>](#)

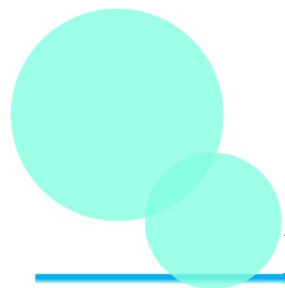
平成27年度発行 判定士だより 23号 [ダウンロード >>](#)

平成26年度発行 判定士だより 22号 [ダウンロード >>](#)

平成25年度発行 判定士だより 21号 [ダウンロード >>](#)

『判定士だより』

神奈川県建築物震後対策推進協議会のHPに掲載



県外に転居した場合の手続きについて

転居先で判定士として登録を希望される場合は、
転居先の都道府県で事務手続きを行うことで登録
できます。

転居先の担当課については、全国被災建築物応
急危険度判定協議会事務局でご案内しています。

【事務局HPアドレス】

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/oq-index/>

神奈川県震災建築物 応急危険度判定講習会

制度編

神奈川県建築物震後対策推進協議会